

## 「鉛製給水管の布設替えに関する手引き」改定検討会開催要綱

### 1. 設立趣旨

鉛製給水管は、管内に錆が発生せず、可とう性や柔軟性に富み、我が国では、近代水道創設期から 1980 年代後半頃まで全国的に使用されてきたが、鉛による慢性毒性が明らかになったことを受け、国は段階的に水道水質基準を強化し、平成 15 年 4 月に水質基準を 0.01mg/L に強化するとともに、平成 16 年に策定した「水道ビジョン」では、鉛製給水管をできるだけ早期にゼロにするという目標を掲げ、取組の推進を図ってきた。

令和 8 年 1 月には、鉛製給水管の解消促進に向け、必要な取組やロードマップ等を取りまとめた対応方針を公表したところである。

本検討会は、鉛製給水管の早期解消に向け、対応方針に掲げた「鉛製給水管布設替えに関する手引き（平成 24 年 3 月策定）の改定」について、学識経験者や水道事業体等と必要な協議を行うことを目的に設立するものである。

### 2. 検討会の構成員

- (1) 本検討会の構成員は、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長が委嘱する。
- (2) 構成員の変更が必要となった場合は、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長が委嘱する。

### 3. 主な検討課題

「鉛製給水管布設替えに関する手引き（平成 24 年 3 月）」の改定について

### 4. その他

- (1) 「鉛製給水管の布設替えに関する手引き」改定検討会の招集は、座長と協議の上、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長が行う。
- (2) その他「鉛製給水管の布設替えに関する手引き」改定検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長が定める。